



宮 崎 県 公 報

平成26年12月25日（木曜日） 第 2654 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

規 則	頁	
○証明手数料徴収規則の一部を改正する規則……………（財政課） 1		○指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務 所の名称及び所在地の変更について……………（建築住宅課） 9
○児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等 に関する規則の一部を改正する規則……………（こども家庭課） 2		公 告
告 示		○公共測量の実施の通知……………（管理課） 10
○公営企業の業務の状況の公表……………（財政課） 6		○落札者等の公告……………10
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（障害福祉課） 6		病院局企業管理規程
○民有林の保安林の指定（5件）……………（自然環境課） 6		○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理 規程……………10
○保安林の指定予定の通知（3件）……………（ " ） 7		教育委員会公告
○保安林の指定解除の予定の通知……………（ " ） 8		○銃砲刀剣類登録証の無効……………11
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の 一部改正……………（水産政策課） 8		選挙管理委員会告示
○道路の区域の変更……………（道路保全課） 9		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数……………11
○道路の供用の開始……………（ " ） 9		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数……………12
		内水面漁場管理委員会指示
		○漁業法に基づく指示……………12

規 則

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第62号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則（昭和32年宮崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
事 務	区 分	単 位	金 額		事 務	区 分	単 位	金 額	
[略]					[略]				
7 その他の証明	(1)～(7) [略] (8) 薬事法（昭和35年法律第145号）第28条第2項の規定に基づく薬種商試験に合格したことの証明及び同法第39条の3第1項の規定による届出を受理したことの証明	[略] [略]	[略]	[略]	7 その他の証明	(1)～(7) [略] (8) <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の3第1項の規定による届出を受理したことの証明</u>	[略] [略]	[略]	[略]
	(9)～(16) [略]	[略]	[略]	[略]		(9)～(16) [略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第63号

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号以下「法」という。）第56条第2項の規定により知事が徴収する費用（以下「徴収費用」という。）の徴収及び同条第5項の規定により知事が支払を命ずる費用の支払命令に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「措置権者」とは法第20条、<u>第21条の5</u>、第22条、第23条、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行う権限を有する者をいう。</p> <p>（負担金の決定）</p> <p>第3条 措置権者は、法第20条、第22条、第23条、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の3、<u>第7号又は第7号の2</u>に規定する費用（以下「負担金」という。）の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（支払命令額）</p> <p>第3条の2 <u>法第21条の5の措置を行った場合において、法第56条第5項の規定により支払を命ずる法第50条第5号の2に規定する費用（以下「支払命令額」という。）の額は、当該措置を受けた者の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）の階層区分に応じ別表第3に掲げる基準月額とする。</u></p> <p>（徴収費用又は支払命令額の納期）</p> <p>第4条 徴収費用又は支払命令額の納入期限は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 法第50条第5号又は第5号の2に規定する費用にあつては、診療報酬額の決定の日の属する月の末日</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） 法第50条第7号又は第7号の2に規定する費用にあつては、当該措置の日の属する月の分をその月の末日</p> <p>2 入所若しくは退所又は入院若しくは退院が月の中途で行われた場合は、前項の規定にかかわらず、臨時に徴収費用を徴収し、又は支払命令額の支払を命ずることがある。</p> <p>（徴収費用又は支払命令額の減免）</p> <p>第6条 知事は、本人又はその扶養義務者が次の各号に掲げる理由により徴収費用又は支払命令額を納入することが困難であると認めるときは、当該徴収費用の額又は支払命令額を減免することができる。</p>	<p>児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条第2項の規定により知事が徴収する費用（以下「徴収費用」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「措置権者」とは法第20条、第22条、第23条、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行う権限を有する者をいう。</p> <p>（負担金の決定）</p> <p>第3条 措置権者は、法第20条、第22条、第23条、第27条第1項第3号、同条第2項又は第33条の6第1項に規定する措置又は委託を行ったときは、法第56条第2項の規定により徴収する法第50条第5号、第6号の3又は第7号から第7号の3までに規定する費用（以下「負担金」という。）の額を当該措置を受けた者又はその者の属する世帯の階層区分に従い、次の各号により決定しなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>（徴収費用の納期）</p> <p>第4条 徴収費用の納入期限は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 法第50条第5号に規定する費用にあつては、診療報酬額の決定の日の属する月の末日</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） 法第50条第7号から第7号の3までに規定する費用にあつては、当該措置の日の属する月の分をその月の末日</p> <p>2 入所若しくは退所又は入院若しくは退院が月の中途で行われた場合は、前項の規定にかかわらず、臨時に徴収費用を徴収することがある。</p> <p>（徴収費用の減免）</p> <p>第6条 知事は、本人又はその扶養義務者が次の各号に掲げる理由により徴収費用を納入することが困難であると認めるときは、当該徴収費用の額を減免することがある。</p>

(1)～(3) [略]

2 前項の規定により減免措置を受けようとする者は、徴収費用にあっては徴収費用の減額(免除申請書(別記様式第2号)を、支払命令額にあっては支払命令額減額(免除)申請書(別記様式第3号)を措置権者(法第50条第6号に規定する費用にあっては、知事。以下同じ。)に提出しなければならない。

(徴収費用の納付期限の延長)

第7条 [略]

2 前項の規定により納付期限の延長を受けようとする者は、徴収費用納付延期申請書(別記様式第4号)を措置権者に提出しなければならない。

別表第1(第3条関係)

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

なお、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)～(3) [略]

3・4 [略]

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割り又は児童自立支援施設通所部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額であるものは、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限とし、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」の徴収金基準額とする。以下同じ。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び

(1)～(3) [略]

2 前項の規定により減免措置を受けようとする者は、徴収費用の減額(免除)申請書(別記様式第2号)を措置権者(法第50条第6号に規定する費用にあっては、知事。以下同じ。)に提出しなければならない。

(徴収費用の納付期限の延長)

第7条 [略]

2 前項の規定により納付期限の延長を受けようとする者は、徴収費用納付延期申請書(別記様式第3号)を措置権者に提出しなければならない。

別表第1(第3条関係)

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

なお、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項

3・4 [略]

5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割り又は児童自立支援施設通所部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額であるものは、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限とし、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」の徴収金基準額とする。以下同じ。)とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事

居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額がその上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 [略]

7 助産施設における助産の実施については次のとおりとする。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア [略]

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。）に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、390,000円以上であるとき。

(2) [略]

の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額がその上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 [略]

7 助産施設における助産の実施については次のとおりとする。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア [略]

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。）に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（総額3,000万円以上の補償金を支払う契約に限る。）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) [略]

別表第2（第3条関係）

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 世帯階層区分の認定

① [略]

② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2

別表第2（第3条関係）

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 世帯階層区分の認定

① [略]

② 認定の基礎となる用語の定義

ア・イ [略]

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（所得税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2

第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第 12 条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（所得割の額を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323 条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3・4 [略]

第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）附則第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税の額（所得割の額を計算する場合には、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323 条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

なお、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による負担金に与える影響を可能な限り生じさせないよう、所得税課税年額を調整するものとする。

3・4 [略]

別表第 3 を削る。

別記様式第 3 号を削り、別記様式第 4 号を別記様式第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
（宮崎県事務委任規則の一部改正）
- 宮崎県事務委任規則（昭和 40 年宮崎県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～2 の 2 [略] 3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による 次の事務 （1）～（7） [略] （8） <u>児童福祉法第 56 条の規定に基づく費用の 徴収等に関する規則</u> （昭和 40 年宮崎県規則第 20 号）に基づく費用の徴収に関すること（母 子生活支援施設及び助産施設に係るものに限	西臼杵支 庁長	1～2 の 2 [略] 3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による 次の事務 （1）～（7） [略] （8） <u>児童福祉法第 56 条の規定に基づく費用の 徴収に関する規則</u> （昭和 40 年宮崎県規則第 20 号）に基づく費用の徴収に関すること（母子 生活支援施設及び助産施設に係るものに限

	る。)。 3 の 2～64 [略]		。)。 3 の 2～64 [略]
[略]		[略]	
福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	1～1 の 3 [略] 2 児童福祉法による次の事務（(8)及び(9)に掲げる事務にあつては、中央福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。） (1)～(9) [略] (10) 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則に基づく費用の徴収に関すること（母子生活支援施設及び助産施設に係るものに限る。）。 2 の 2～9 [略]	福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	1～1 の 3 [略] 2 児童福祉法による次の事務（(8)及び(9)に掲げる事務にあつては、中央福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。） (1)～(9) [略] (10) 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則に基づく費用の徴収に関すること（母子生活支援施設及び助産施設に係るものに限る。）。 2 の 2～9 [略]
[略]		[略]	
児童相談所長	1 児童福祉法による次の事務 (1)～(28) [略] (29) 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則に基づく費用の徴収に関すること（母子生活支援施設及び助産施設に係るものを除く。）。 2・3 [略]	児童相談所長	1 児童福祉法による次の事務 (1)～(28) [略] (29) 児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則に基づく費用の徴収に関すること（母子生活支援施設及び助産施設に係るものを除く。）。 2・3 [略]
[略]		[略]	

(児童福祉法施行細則の一部改正)

- 3 児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）の施行については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収等に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第 164号。以下「法」という。）の施行については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び児童福祉法第56条の規定に基づく費用の徴収に関する規則（昭和40年宮崎県規則第20号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>

告 示

宮崎県告示第 747号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の平成26年度上半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 748号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
在宅リハビリ訪問看護ス	門川町	訪問看護	平成27年

テーションTOMO門川			1月1日
-------------	--	--	------

宮崎県告示第 749号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字桑弓野2-100
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字桑弓野2-100（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 750号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字大納字宮田3002- 2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 751号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字久保999-11
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字久保 999-11（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 752号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字瀬戸ノ谷1823- 4
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 753号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字大塚4550- 1、4552- 3、4568- 1、4568- 5、4568- 6、4599- 1、4599- 7、4599- 9、4599- 13
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 754号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字河原谷4457から4459まで、4463、4471、4472、4475から4477まで
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 755号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡国富町大字深年字荒蒔3791-1・大字八代南保字大浦3345（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに国富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 756号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

宮崎県告示第 758号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
日向市 第二加 入区	[略]	1 小型機船底びき網等漁業 2 [略] 3 小型漁船漁業であって1に掲 げる漁業以外のもの	日向市 第二加 入区	[略]	1 小型漁船漁業 2 [略]
[略]			[略]		
宮崎市 加入区	[略]	1～3 [略] 4 旧内海漁業協同組合の地区の 者が営む小型機船底びき網等漁 業	宮崎市 加入区	[略]	1～3 [略] 4 旧内海漁業協同組合の地区の 者が営む小型漁船漁業

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町五町字上水流3674-2、3690-2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 757号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 解除予定保安林の所在場所 日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

		5 [略]			5 [略]
		6 旧内海漁業協同組合の地区の 者が営む小型漁船漁業であって 4に掲げる漁業以外のもの			
[略]					
栄松加 入区	[略]	1 [略]		1 [略]	
		2 小型まぐろ漁業		2 小型まぐろ漁業及び小型漁船 漁業	
		3 小型漁船漁業			
[略]					

宮崎県告示第 759号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年12月25日から平成27年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 68号	小林市野尻 町東麓字石 瀬戸5204番 10地先から 同市同町紙 屋同字3581 番12地先ま で	旧	7.4 ～ 81.0	442.5
					10.5～ 81.0	442.5
				新	10.5～ 81.0	442.5

宮崎県告示第 760号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年12月25日から平成27年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 68号	小林市野尻 町紙屋字石 瀬戸3591番 4 地先から 同市同町紙 屋同字3581 番12地先ま で	平成26年12月25日

宮崎県告示第 761号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 5 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 届出者の名称
株式会社建築構造センター
- 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社建築構造センター本社	東京都新宿区新宿 1 丁目 8 番 1 号 大橋御苑駅ビル 6 階
株式会社建築構造センター東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町 2 丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ 3 階
株式会社建築構造センター福島事務所	福島県郡山市中町11番 5 号 やまのいビル1003号室
株式会社建築構造センター埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 2 丁目 2 番 3 号 さいたま浦和ビルディング 3 階
株式会社建築構造センター神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸 2 丁目 3 番19号 日総第 8 ビル 8 階
株式会社建築構造センター愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄 4 丁目14番 2 号 久屋パークビル 7 階
株式会社建築構造センター山陰事務所	島根県松江市中原町 6 番地
株式会社建築構造センター岡山事務所	岡山県岡山市北区内山下 1 丁目 3 番19号 成広ビル 2 階
株式会社建築構造センター広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番 6 号 広島ちゅうぎんビル 704- 2 号室
株式会社建築構造センター愛媛事務所	愛媛県松山市三番町 7 丁目13番地13 ミツネビルディング 601号室

株式会社建築構造センター佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 いちご佐賀ビル 704号室
株式会社建築構造センター長崎事務所	長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル 8階
株式会社建築構造センター宮崎事務所	宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネック ス川原8階
株式会社建築構造センター南九州事務	鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号 鹿 児島第2ビル3階B室
株式会社建築構造センター沖縄事務所	沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄 県建設会館4階

- 3 変更しようとする年月日
平成26年12月22日

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎市南花ヶ島町
- 3 作業期間
平成26年12月8日から平成27年3月25日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成26年12月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
歯科診療・健診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年12月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社モリタ宮崎営業所 宮崎市清水1-10-39
- 5 落札金額
33,480,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成26年10月30日

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年12月25日

宮崎県病院局長 渡邊亮一

宮崎県病院局企業管理規程第11号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
区	分	単	金	備	区	分	単	金	備
[略]					[略]				
2	非紹介患者初診加算料	1件につき 分娩 (べん) 等に 係る 初診 その 他の 初診	[略]	「分娩(べん)等に係る初診」とは、助産に係る資産の譲渡等に該当する初診をいう。	2	非紹介患者初診加算料	1件につき 分娩 等に 係る 初診 その 他の 初診	[略]	「分娩等に係る初診」とは、助産に係る資産の譲渡等に該当する初診をいう。
	県立延岡病院	1件につき 分娩 (べん) 等に	[略]			県立延岡病院	1件につき 分娩 等に	[略]	

		ん) 等に 係る 初診 その 他の 初診				係る 初診 その 他の 初診					
3 分娩料	診療時間内	1児に つき	150,000円 90,000円	1 [略] 2 在胎	平日の午前6時から午前8時30分まで及び午後5時15分(土曜日は、午前8時30分)から午後10時まで 平日の午前0時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	同	170,000円 100,000円	週数第 22週未 満の児 の分娩 (べん) の場合の 分娩(べ ん)料 は、左 記の金 額から 3万円 を減じ た金額 とする 。 3 [略]	1 [略]		
	診療時間外	同	180,000円 105,000円	同			140,000円 70,000円			150,000円 75,000円	2 [略]
	産科医療補償制度掛金	同	16,000円	同			在胎週数 第22週以 上の児の 分娩の場 合に限る 。				
[略]											

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

教育委員会公告

銃砲刀剣類登録証の無効について、次のとおり公告する。

平成26年12月25日

宮崎県教育委員会委員長 島 原 俊 英

- 無効の銃砲刀剣類登録証
登録記号番号 宮崎県第036836号
交付年月日 平成26年8月18日
- 無効の事由
銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条第1項に規定する古式銃砲でないため。
- 問い合わせ先
宮崎県教育庁文化財課

郵便番号 880-8502

宮崎県宮崎市橋通東1丁目9番10号

電話番号0985(26)7250

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第111号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得

た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年12月15日現在次のとおりである。

平成26年12月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,459人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,365人

宮崎県選挙管理委員会告示第 112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成26年12月15日現在次のとおりである。

平成26年12月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

西臼杵郡選挙区 6,101人

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 136号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、内水面第5種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成26年12月25日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 増殖義務

平成27年1月1日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合にあっては、他の方法に替えることができる。

2 こい、おいかわ及びうぐいの増殖

1のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、平成27年6月30日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、平成28年1月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

別表

漁業権 番号	河川名	漁業権者	魚種及び数量(増殖行為)															
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい				
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)	人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放流 (万粒)	稚魚放流 相当分 (尾)			
内共第 1号	北川	代表 東海漁 業協同組合	170	400	18	2,500			1,200			15	又は	3,000			3,900	
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業 協同組合	156		28	2,000	2,000	2,000				15	又は	3,000			800	
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	88		20				1,200			10	又は	2,000				
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	1,108		80	27,200			3,000	8,000		50	又は	10,000				
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁 業協同組合	50		36	1,800						5	又は	1,000			2,000	
内共第 6号	塩見川	富島河川漁 業協同組合		1,200	15							4	又は	800			1,200	
内共第 7号	耳川	代表 耳川漁 業協同組合	126	1,600	174	15,100			1,600			140	又は	28,000	1,100	又は	330	24,000
内共第 8号	石並川	美幸内水面 漁業協同組 合	21		16	1,000						20	又は	4,000				
内共第 9号	名貫川	名貫川淡水 漁業協同組 合	12		4	400						4	又は	800				
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川 漁業協同組 合	150		108	12,000			19,000			25	又は	5,000				
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬 川漁業協同 組合	226		160	16,000			22,800			25	又は	5,000				
内共第 13号	石崎川	代表 一ツ瀬 川漁業協同 組合		900	20							5	又は	1,000			7,600	
内共第 14号	大淀川	代表 綾漁業 協同組合	458	3,900	457	8,800			17,600	24,000		150	又は	30,000			100,200	
内共第 15号	清武川	代表 境川漁 業協同組合	64		40							50	又は	10,000				
内共第 16号	加江田川	木花内水面 漁業協同組 合	12		10							25	又は	5,000				
内共第 17号	川内川上流	川内川上流 漁業協同組 合	30	600	20	5,000			1,200								10,400	
内共第 18号	広渡川	日南広渡川 漁業協同組 合	138		41	2,800						300	又は	60,000			12,000	
内共第 19号	福島川	串間市淡水 漁業協同組 合	25		35	1,000						10	又は	2,000				
内共第 20号	本城川	串間市淡水 漁業協同組 合	10		10							5	又は	1,000				
内共第 21号	御池	小林高原野 尻漁業協同 組合	10	500	30				1,200						1,000	又は	300	3,000

＜放流する魚種の体長・体重＞

- | | | | |
|---------|-------------|----------|---------------------|
| 1. あゆ | 体重 3～10グラム | 6. うぐい | 体重 5グラム以上 |
| 2. ふな | 体重 5グラム以上 | 7. おいかわ | 体重 1グラム以上 |
| 3. うなぎ | 体重 10～25グラム | 8. もくずがに | 体重 20～30グラム(単位:kg) |
| 4. やまめ | 体重 5～10グラム | | 又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上 | 9. わかさぎ | 体重 5グラム以上又は発眼卵 |

--	--